

(案)

科学技術・学術審議会 人材委員会
研究者・教員等の流動性・安定性に関するワーキング・グループ
の設置について (案)

1. 趣 旨

有期労働契約を締結した研究者・教員等について無期転換申込権発生までの期間を10年とする労働契約法の特例（以下「10年特例」という。）の施行から10年が経過し、今後特例対象者について本格的な無期転換申込権が発生することなどを踏まえ、10年特例の円滑な運用にあたっての課題の整理や制度の在り方について検討を行う必要がある。また、当該制度の運用状況なども踏まえて、研究者・教員等の多様なキャリアパス構築や活躍促進を図るための雇用の在り方全般に関する検討も併せて行う。

2. 検討事項

(1) 10年特例の運用に係る課題や制度の在り方について

(2) 研究者等の多様なキャリアパス構築や活躍促進を図るための雇用の在り方について

3. 設置期間

令和5年10月～令和7年2月（第12期人材委員会終了まで）（予定）

4. WG委員等について

(1) 科学技術・学術審議会人材委員会運営規則第2条第2項の規定に基づき、人材委員会主査の指名により、WG委員は別紙のとおりとする。

(2) 同規則第2条第3項の規定に基づき、WGの主査は人材委員会主査が指名する。

(3) WGの主査は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(4) 前各項に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、WGの主査が定める。

5. 事務局

WGの事務局は、科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室にて行う。

(案)

(別紙)

科学技術・学術審議会 人材委員会
研究者・教員等の流動性・安定性に関するワーキング・グループ
委員

(※ 役職確認中)

- 狩野 光伸 岡山大学副理事、学術研究院ヘルスシステム統合科学学域教授
- 川田 琢之 筑波大学ビジネスサイエンス系教授、厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会委員
- ◎川端 和重 新潟大学理事・副学長
- 樋口 ゆり子 京都大学大学院薬学研究科 教授
- 宮崎 歴 産業技術総合研究所執行役員
- 安田 仁奈 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授

(◎：主査、○：副主査)

(オブザーバー)

宮田 満 株式会社宮田総研代表取締役社長

厚生労働省労働基準局労働関係法課